

8. 高齢者向け住まいの適切な確保について

今後、団塊の世代が高齢化し、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給が必要とされていることに鑑み、平成 23 年 3 月に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」においては、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を平成 32 年度までに 3～5%とする指標（平成 17 年度 0.9%）が設定されている。

高齢者向け住まいの適切な確保に当たっては、有料老人ホームの適確な把握や指導が必須であり、また、住宅部局との連携施策として、サービス付き高齢者向け住宅や居住支援協議会の活用も有効である。これらの施策の実現に当たっては、福祉部局と住宅部局の連携が重要であることから、引き続き適切な体制で取り組まれるようお願いする。

なお、低所得者を対象とし、利用者が抱える様々な課題にも対応できるノウハウを持つ養護老人ホーム、軽費老人ホームについても、住生活基本計画（全国計画）にいう高齢者が安心して暮らせる住まいの一つとして機能し得るものであることから、これらの施設に対するニーズを把握のうえ、必要に応じて整備を進めるようお願いしたい。

（1）有料老人ホームの取扱について（たまゆら判決を受けて）

①背景・考え方

平成 21 年以降、同年 3 月に発生した群馬県渋川市にある「静養ホームたまゆら」で発生した火災を踏まえ、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条による届出が行われていない未届の有料老人ホームについて、実態把握と届出の徹底状況の調査を定期的実施し、累次にわたり届出促進や指導の徹底及び関係部局との連携体制の構築について要請してきたところである。

今般、同火災事故に関して、前橋地方裁判所により、事業関係者に対する判決がなされたところであるが、「静養ホームたまゆら」につい

ては、65 歳以上の者が圧倒的に多く入居していて、介護等の供与を受けており、募集も高齢者を主な対象としていたため、有料老人ホームとして行政指導や消防法令上の規制を受けるべき実態を十分に備えていたものと認められるとの判断が示されたところである。

②お願い

未届施設の実態把握において、入居者数に占める高齢者数の割合等に関わらず、幅広く把握して頂くとともに、有料老人ホームに該当する場合には、まずは早急に届出を行うよう施設の設置者に対して指導して頂きたい。その上で指導指針等の基準に適合しない部分については、是正可能な部分から段階的に期限を定めて是正を行うよう指導するなど、個々の実情に応じて対応されたい。今後、有料老人ホームの対象や指導指針の取扱いについては、別途詳細な内容を通知する予定である。

なお、届出をしなければ有料老人ホームに当たらないのではなく、有料老人ホームの定義に該当すれば届出をしなければならないこと、仮に届出がなくとも有料老人ホームに該当すれば老人福祉法に基づく立入検査や改善命令の対象となるため、届出の有無にかかわらず、法律の適切な執行に努めて頂きたい。

<参照条文>

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

（届出等）

第 29 条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければなら

ない。

一～七 （略）

○ 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）

（法第 29 条 1 項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第 20 条の 3 法第 29 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。

（２）高齢者を対象とした居住支援協議会の活用について

①背景・考え方

福祉の根幹である高齢者の住まいの問題については、入居希望者に提供するための住宅情報（バリアフリー対応の有無、高齢者の受け入れ状況、連帯保証人の必要性の有無、空き家状況）の把握や、入居契約などの居住サポートについてのフォローが難しく、福祉部局単独での施策展開には限界がある。

このような中で、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）では、高齢者など住宅の確保が困難な方々について、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地域において、地方自治体、不動産関係団体、居住支援団体等が居住支援協議会を組織することができることとされており、相互に連携を図ることができる。

②お願い

各地方公共団体の福祉部局においては、住宅部局との連携を強化し、居住支援協議会の設置に向けた検討を進めるようお願いする。また、民間団体とのネットワークを通じて、高齢者向け住宅の情報を随時かつ適確に把握し、地域包括支援センターなど、市民向けの窓口を活用した積極的な情報提供に努められたい。

なお、居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みについては、平成 25 年度予算案においても国土交通省で支援に係る予算を計上しているところであり、引き続き住宅セーフティネットの構築に向けた取組を進めるようお願いしたい。

居住支援協議会の概要（国土交通省との連携施策）

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法^(※)第10条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

(※) 住宅セーフティネット法は平成19年に施行

○ 概要

(1) 構成

- ・ 地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
- ・ 宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
- ・ 居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等

(2) 役割

- ・ 居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施

(3) 設立状況

- ・ 27協議会が設立（H24.11.30時点）
- （北海道、岩手県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都江東区、豊島区、神奈川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、京都市、兵庫県、神戸市、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、北九州市、福岡市、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県）

(4) 支援

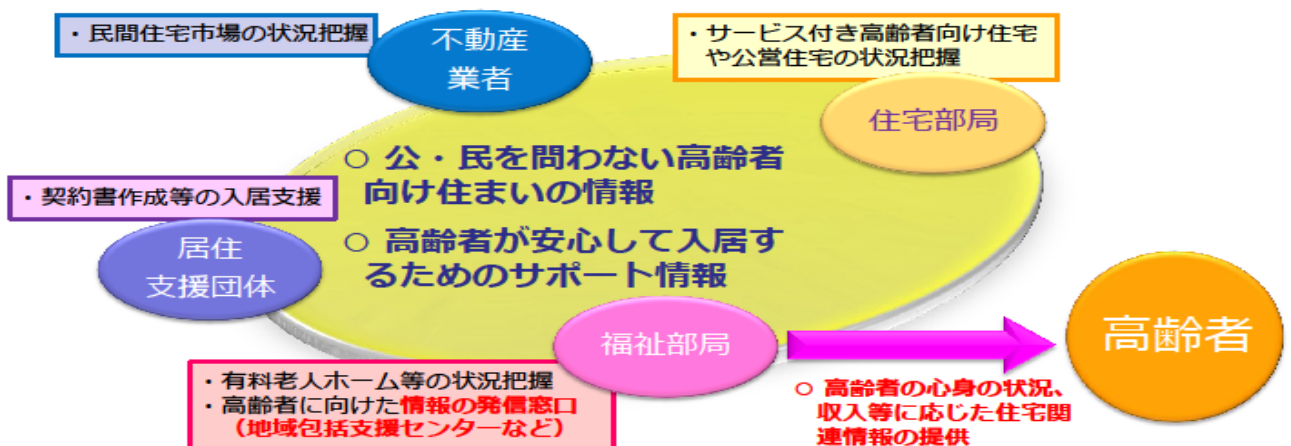
- ・ 居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
- ・ 補助限度額：協議会あたり1,000万円
- ・ 予算額（案）：H25年度 4.5億円の内数



居住支援協議会を活用した情報提供体制（例）

背景と考え方

- 福祉の根幹である「住まい」の問題については、福祉部局単独での施策展開には限界がある。
- ・ 入居希望者に提供するための住宅情報（バリアフリー対応の有無、高齢者の受け入れ状況、連帯保証人の必要性の有無、空き家の状況など）を把握することが難しい。
- ・ 入居契約などの居住サポートについて熟知していないため、きめ細かなフォローが難しい。
- 居住支援協議会を活用したネットワークを通じて、民間の不動産業者・住宅管理業者やNPO等の居住支援団体との連携が進めば、このような「弱点」を補うことが可能となる。
- 福祉部局には、共有された情報を高齢者向けに提供する「窓口」としての機能が期待される。



(3) サービス付き高齢者向け住宅の計画的な供給について

①背景・考え方

現行制度では、都道府県は、高齢者の居住の安定確保に関する基本方針に基づき、高齢者居住安定確保計画を定めることができるとされている。同計画の策定にあたっては、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標等を定め、また、介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画と調和が図られることとされているため福祉部局と住宅部局が協力し合って取り組む必要がある。さらに、策定にあたってはあらかじめ市町村と協議が必要とされている。

また、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準は、高齢者の居住の安定確保に関する基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものであることとされている。この登録基準については、高齢者居住安定確保計画で定めた供給目標を達成するため必要となる基準を定めることが想定されるが、例えば、高齢者居住安定確保計画において、

- ① 市町村別のサービス付き高齢者向け住宅の供給目標を具体的に位置づけた上で、
- ② サービス付き高齢者向け住宅の整備が、当該供給目標を大幅に上回るようなものでないことを、法律の趣旨を逸脱しない範囲で登録基準として規定する

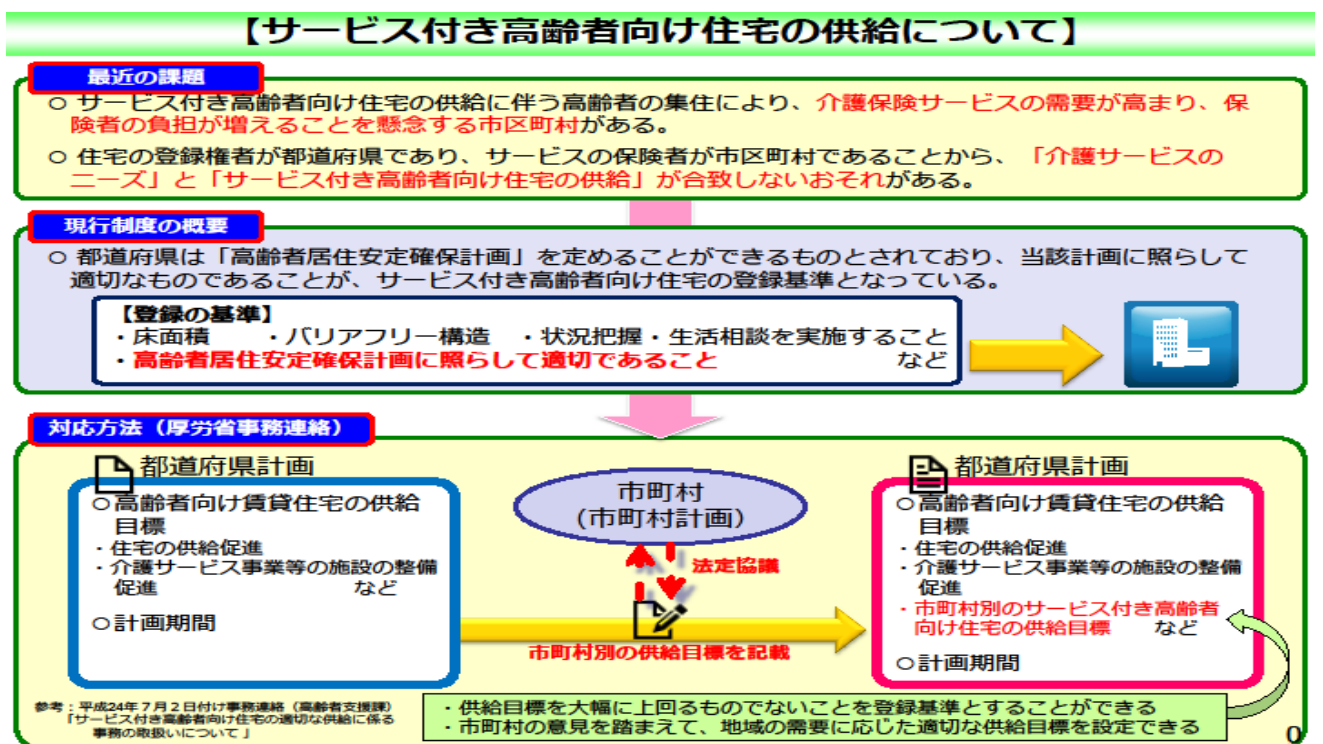
ことなども可能であるため、計画の策定に当たって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第266号。以下「高齢者住まい法」という。）第4条第5項の規定に基づいて都道府県と市町村が協議を行う際に、市町村の意見を踏まえて、地域における介護サービスの需要に応じた適切な供給を促進することも可能である。

②お願い

都道府県においては、高齢者居住安定確保計画を策定する際には、都道府県介護保険事業支援計画とよく調和を図るよう住宅部局との連携を図り検討するとともに、市町村とよく協議を行った上で計画策定

を行うようお願いしたい。また、市町村から供給目標の設定について相談があった場合にも、住宅部局との連携を図りつつ、地域のニーズ等を的確に把握した計画策定について検討を行うようお願いしたい。

なお、本件の取扱いに関しては、サービス付き高齢者向け住宅の適切な供給に係る事務の取扱いについて（平成24年7月2日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）においても、サービス付き高齢者向け住宅制度を共管している国土交通省とも協議の上、通知したところである。



(4) サービス付き高齢者向け住宅における継続的なサービス提供の必要性について

①背景・考え方

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準では、入居者保護を目的として、書面による契約や居住部分が明示された契約であることのほか、入居者が入院したことや入居者の心身の状況の変化を理由として入居者の同意を得ずに居住部分の変更や契約解除を行わないことが求められている。

従って、事業者は入居者の要介護度認定の上昇や認知症への移行に関して、介護保険サービスや生活支援サービスを受けながら継続入居を希望する入居者を考慮に入れた上で、サービス提供体制を整える必要がある。

②お願い

こうした制度が整備されている一方で、個々のサービス付き高齢者向け住宅において、どのようなサービスが提供されるかは各々の事業者の体制によるため、各事業者は入居契約前に入居希望者に対して、サービス内容を適切に説明する必要がある。各地方公共団体においては、この点にも十分に配慮した指導や周知を行うようお願いしたい。

継続的なサービス提供の必要性

サービス付き高齢者向け住宅の入居契約においては、加齢に伴って高齢者の状態が変化しても、事業者側が入居者に対して介護居室への住替えや退去（解約）を迫ることはできない。

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）
（登録の基準等）
第7条 都道府県知事は、第5条第1項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。
六 **入居契約が次に掲げる基準に適合する契約**であること。
ハ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、入居者の病院への入院その他の**国土交通省令・厚生労働省令で定める理由により居住部分を変更し、又はその契約を解約することができないもの**であること。
- 国土交通省・厚生労働省共同施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）
（法第7条第1項第6号への国土交通省令・厚生労働省令で定める理由）
第13条 法第7条第1項第6号への国土交通省令・厚生労働省令で定める理由は、次に掲げるものとする。ただし、当該理由が生じた後に、入居者及び登録事業者が居住部分の変更又は入居契約の解約について合意した場合は、この限りでない。
 - 一 **入居者の病院への入院**
 - 二 **入居者の心身の状況の変化**

事業者における留意点

- ・ 高齢者の状態変化とは、具体的には、①病院への入院、②要介護度認定の上昇、③認知症への移行が想定される。
- ・ 特に②・③の状態変化については、介護サービスや生活支援サービスを受けながら継続入居を希望する入居者を考慮に入れて、サービス提供体制を整える必要がある。

（5）サービス付き高齢者向け住宅の実態調査について（情報提供）

平成23年10月20日から制度の運用が開始されたサービス付き高齢者向け住宅については、本年1月31日現在で9万戸以上の住宅が登録されており、その供給は急速に拡大しているところである。サービス付き高齢者向け住宅では、状況把握サービスや生活相談サービスなど、介護保険サービス以外のサービスが義務づけられているのみであるが、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることが求められる居住の場でもあることから、その心身の健康の保持及び生活の安定が図られるよう、特段の配慮が必要である。

このような制度の趣旨に鑑み、平成24年度老人保健健康増進等事業においては、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の実態や事業者のサービス提供体制等について実態調査を行っているところである。今年度中に報告書を取りまとめることになっているため、その内容については追って周知する予定である。

<参照条文>

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則

(平成 23 年 8 月 12 日厚生労働省令・国土交通省令第 2 号)

(状況把握サービス及び生活相談サービスの基準)

第十一条 法第七条第一項第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 イ及びロに掲げる者のいずれかが、原則として、夜間を除き、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。

イ、ロ (略)

二 少なくとも前号イ又はロに掲げる者がサービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐していない時間においては、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供すること。

9. 介護相談員派遣等事業について

本事業は、介護相談員が介護サービスの現場を訪問して、利用者からの相談に応じ、疑問や不満、不安を解消することにより、利用者の尊厳を守るとともに、事業者のサービス向上に寄与するものである。

この介護相談員については、平成24年度から施設サービスと同様に居宅サービスにおいても、事業者介護相談員との連携が努力義務化されたものの、全国の市町村における実施状況は27.7%（H24.3）に止まっている。このため、今年度より未実施市町村が多い都道府県において、本事業の理解促進のために市町村に対する説明会を開催しているところである。

なお、説明会については、平成25年度においても実施することとしており、開催地については改めて通知する。

10. 百歳高齢者表彰について

百歳高齢者表彰については、老人福祉法第5条に基づく老人の日記念事業として、百歳を迎える方に内閣総理大臣からお祝い状、記念品（銀杯）を贈呈し、その長寿をお祝いするとともに、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的としている。

本表彰は昭和38年度より実施され、地域において広く浸透しており、百歳を迎える方、ご家族などが楽しみにされているものであり、平成25年度においても実施することとしているので、対象者の把握など各種ご協力をお願いしたい。

1 1. 認知症施策の推進について

(1) 「認知症施策推進5か年計画」の着実な実施

厚生労働省内の「認知症施策検討プロジェクトチーム」は、昨年6月に「今後の認知症施策の方向性について」の報告書を取りまとめた。この報告書は、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指しており、この実現のために、標準的な「認知症ケアパス」（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）を構築することを今後の認知症施策の基本目標としている。この基本目標の実現のために、

1. 標準的な認知症ケアパスの作成・普及
2. 早期診断・早期対応
3. 地域での生活を支える医療サービスの構築
4. 地域での生活を支える介護サービスの構築
5. 地域での日常生活・家族の支援の強化
6. 若年性認知症施策の強化
7. 医療・介護サービスを担う人材の育成

の7つの視点に立って、今後の施策を進めていくこととしている。

また、この報告書や、高齢者の増加に伴い認知症の人は更に増加することが見込まれていること等を踏まえて、厚生労働省において、昨年9月に、平成25年度からの5年間の具体的な計画（認知症施策推進5か年計画）を策定したところである。

今後、この計画に基づき、省内関係部局、関係省庁、地方公共団体、関係団体等と連携して、認知症施策を推進していくこととしているので御了知願いたい。

特に、認知症施策の推進に当たっては、高齢者の数や地域ごとの特性等に応じて、各地域で認知症の人への支援体制が構築されることが重要であり、住民にとって最も身近な基礎的自治体である市町村の果たすべき役割は大きいため、管内市町村に周知いただき、認知症施策の推進に積極的に取り組んでいただくとともに、市町村に対する都道府県からの適切な支援をお願いする。

(2) 平成 25 年度予算 (案) について

認知症対策等総合支援事業 3, 169 百万円 (前年度比 969 百万円増)

ア 認知症地域医療支援事業

「認知症地域医療支援事業」(平成23年6月6日付け老発0606第1号厚生労働省老健局長通知「認知症対策等総合支援事業の実施について」の別添1を参照)では、かかりつけ医等の認知症対応力向上を目的として、「かかりつけ医認知症対応力向上研修事業」、「認知症サポート医養成研修事業」及び「認知症サポート医フォローアップ研修事業」を実施しているところである。

これらの事業に加えて、平成25年度予算(案)においては、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者を対象として、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識・対応方法や認知症の人を支えるための医療と介護の連携の重要性について習得するために、「一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業」をメニューとして追加することとした。

当該メニュー事業は、(1)の「認知症施策推進5か年計画」にも記載されている施策であり、同計画では、平成29年度末までに、全国で87,000人の医療従事者が研修を受講することを目標としているので、事業実施について積極的に取り組んでいただくようお願いする。

なお、研修カリキュラムや具体的な実施方法等の詳細については、追ってお示しする予定である。

ア 実施主体 都道府県・指定都市

イ 補助率 国1/2 都道府県・指定都市1/2

イ 認知症ケアパス等作成・普及検討事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、市町村で、地域の実情に応じて、その地域ごとに、認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どの様な医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ)の

作成・普及を行うための経費補助として、平成25年度予算（案）においては、「認知症ケアパス等作成・普及検討事業」を創設することとした。

現在、平成24年度老人保健健康増進等事業を活用して、株式会社ニッセイ基礎研究所が、第6期介護保険事業計画に地域の実情に応じた「認知症ケアパス」を反映するために、「市町村のための認知症ケアパス作成までの方法等に関する手引書(仮称)」を作成中である。

当該手引書の内容や事業の具体的な内容等の詳細については、追ってお示しする予定であるが、事業実施について積極的に取り組んでいただくよう管内市町村に周知願いたい。

ア 実施主体 市町村（300か所）

イ 補助率 定額

ウ 認知症初期集中支援チーム等設置促進事業

認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、看護職員、作業療法士などの専門家からなる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターなどに配置し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うモデル事業を実施するため、平成25年度予算（案）においては、「認知症初期集中支援チーム等設置促進事業」を創設することとした。

現在、モデル事業のスキームを検討中であり、事業内容やモデル事業実施市町村の選定方法等の詳細については、追ってお示しする予定である。

ア 実施主体 市町村（10か所）

イ 補助率 定額

エ 認知症地域支援推進員の設置促進等

認知症施策の推進に当たっては、住民にとって最も身近な自治体である市町村が、各地域の実情に応じた認知症の人への支援体制を構築することが重要となるが、その取組は、現時点で十分とは言えない状況である。

この支援体制の構築については、市町村において医療機関や介護サービス及び地域

の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、介護と医療の連携強化や、地域における支援体制の構築を図るために平成23年度から「市町村認知症施策総合推進事業」（平成23年6月6日付け老発0606第1号「認知症対策等総合支援事業の実施について」の別添3を参照）を実施しているところである。

平成25年度予算（案）においては、この予算を「認知症地域支援推進員設置促進事業」と衣替えし、275か所で実施し、設置の促進を図る予定しているので、事業実施について積極的に取り組んでいただくよう管内市町村に周知願いたい。

ア 実施主体 市町村（275か所）

イ 補助率 定額

また、平成25年度予算（案）においては、（1）の「認知症施策推進5か年計画」を推進するため、「認知症施策推進5か年計画促進支援メニュー事業」を創設し、「一般病院・介護保険施設等の認知症対応力向上推進経費」、「グループホーム等での在宅生活継続支援のための相談・支援経費」、「高齢者虐待防止対応推進経費」、「認知症家族支援経費」、「認知症多職種協働研修開催経費」等の認知症の人とその家族を支援するための各種事業に必要な経費の補助を行う予定としている。

事業の具体的な内容等の詳細については、追ってお示しする予定であるが、事業実施について積極的に取り組んでいただくよう管内市町村に周知願いたい。

ア 実施主体 市町村（225か所）

イ 補助率 定額

オ 認知症疾患医療センター（現在、障害保健福祉部所管）の所管替えについて

認知症施策を効果的に推進していくため、現在、障害保健福祉部が所管している認知症疾患医療センターに関する業務を、平成25年度から老健局に移管する予定（平成24年度以前に執行した予算の確定に係る業務については、引き続き障害保健福祉部が所管）であるので御了知願いたい。

平成25年度の手続き等の詳細については、今後、障害保健福祉部と協議の上、追ってお示しする予定である。

1 2. 高齢者虐待防止対策の推進について

(1) 養介護施設従事者等に対する研修

養介護施設等における虐待を防止するためには、職員に対する虐待防止のための研修が重要であることから、都道府県におかれては高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、施設等職員に対する研修の機会の確保に努められたい。

また、養介護施設等に対しては、施設内研修等において、認知症介護研究・研修仙台センターで開発された「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」(<http://www.dcnnet.gr.jp/support/study/>)の活用を図るなど、虐待防止の積極的な取組が行われるよう指導するとともに、市町村に対しても同様に指導するよう助言をお願いしたい。

(2) 養護者に対する支援

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づく各地方公共団体等の対応状況等（平成 23 年度実績）の結果（以下「調査結果」という。）において、虐待と認められた事例のうち、被虐待高齢者で認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が約半数、また、虐待を行った者の続柄では息子と夫で約 6 割を占めていた。このことから、認知症に関する正しい理解と知識の普及を更に進めるとともに、市町村に対しては、介護の負担感が高いと考えられる家庭を把握し、そうした家庭に対して、介護保険サービスの適切な活用を図るなど重点的な援助を行うよう助言をお願いしたい。

(3) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等

調査結果において、市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の実施割合は、全体として平成 22 年度に比べて停滞している傾向がみられる。特に、対応マニュアル等の作成やネットワークの構築等については、依然として実施割合が 5 割前後であり、体制整備等の取組に積極的な市町村とそうでない市町村に二極化しつつある傾向がみられる。

高齢者虐待は、全ての市町村において発生する可能性のあるものであり、虐待事例の多寡に関わらず、虐待を防止することが極めて重要であることから、貴管内において、虐待防止対応のための体制整備等について未実施の市町村がある場合には、当該市町村に対して当該体制整備等を積極的に取り組むよう助言をお願いしたい。その際、昨年4月に各都道府県及び市町村に送付している平成23年度に認知症介護研究・研修仙台センターが取りまとめた「高齢者虐待防止・養護者支援法施行後の5年間」(http://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail.html?CENTER_REPORT=15)におけるネットワークの構築等の取組事例も参考にすよう助言をお願いしたい。

また、(社)日本社会福祉士会が虐待対応に関する研修プログラムを開発し、全国的な研修を行っているところである。については、市町村に対し、地域包括支援センター職員など、虐待対応に従事する担当者の育成に当たり、こうした研修も十分に活用し、現場における対応力の強化に努めるよう助言をお願いしたい。

(4) 市町村に対する都道府県の支援

都道府県は、法第19条により、養護者による高齢者虐待の防止を図るために市町村が行う措置の実施に関して、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うとともに、必要があると認めるときは、市町村に対し必要な助言を行うことができる。この規定を踏まえ、市町村に対する虐待対応事例の収集・提供や、虐待を受けた高齢者の保護・分離の措置がなされるまでの間の緊急・一時的な避難場所の確保等、市町村に対し、広域的な観点から積極的に援助、助言等の支援に努めるようお願いしたい。

また、弁護士等による専門職チームなどを活用した権利擁護相談窓口の設置については、対応困難事例に対する有効な取組であることから、当該取組の積極的な推進に努めるようお願いしたい。

(5) 成年後見制度の利用促進

法第28条は、成年後見制度の利用促進を定めているが、調査結果でも当該制度が利用されている件数は手続き中も含めて726件であり、虐待判断件数等に比して利用が低

調であった。また、制度利用に際しての経済的負担の軽減を図る成年後見制度利用支援事業の実施状況についても、昨年度は介護保険の保険者全体の約7割弱で、全ての市町村で実施されている状況ではない。

成年後見制度は認知症高齢者等の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市町村において、市町村長による申立がより一層活用されるよう助言をお願いしたい。

また、昨年4月に、改正老人福祉法が施行され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備（市民後見人の育成及び活用など）を行うことが規定（老人福祉法第32条の2第1項）されるとともに、都道府県の努力義務として、市町村の後見等に係る体制の整備の実施に関し助言その他の援助を行うことが規定（同法同条第2項）されたので、あわせて御留意願いたい。